

葉山町議会
HAYAMA TOWN COUNCIL

TOWN COUNCIL
HAYAMA



葉山町議会 業務継続計画

Business Continuity Plan





葉山町議会業務継続計画

【目次】

▶ はじめに	1
▶ 風水害編	2
1. 議会 BCP の発動	3
1-1 議会 BCP の発動要件	3
1-2 町議会災害対策会議の設置場所	3
2. 町議会災害対策会議とその任務	4
2-1 組織	4
2-2 任務	4
3. 議員、事務局、議会の基本的な役割	4
3-1 議員の基本的役割	4
3-2 事務局の基本的役割	5
3-3 議会としての基本的役割	5
4. 業務に従事するときの注意事項	5
5. 主な行動基準	6
・ 初動活動期〔発災から 3 日程度〕	6
・ 応急活動期〔4 日～ 10 日程度〕	7
・ 復旧活動期〔11 日目以降〕	7
▶ 地震編	9
1. 議会 BCP の発動	10
1-1 議会 BCP の発動要件	10
1-2 町議会災害対策会議の設置場所	10
2. 町議会災害対策会議とその任務	11
2-1 組織	11
2-2 任務	11
3. 議員、事務局、議会の基本的な役割	11
3-1 議員の基本的役割	11
3-2 事務局の基本的役割	12
3-3 議会としての基本的役割	12
4. 業務に従事するときの注意事項	12
5. 災害時の議会運営	13
5-1 開会中に災害が発生した場合の議会運営	13
5-2 閉会中に災害が発生した場合の議会運営	13
5-3 災害発生後の議会運営	13
6. 主な行動基準	13
・ 初動活動期〔発災から 3 日程度〕	13
・ 応急活動期〔4 日～ 10 日程度〕	15
・ 復旧活動期〔11 日目以降〕	15



▶	大規模感染症編	16
	1. 大規模感染症が流行した場合	17
	2. 感染者として認定を受けた場合	17
	2-1 報告	17
	2-2 対応方針の協議	17
	2-3 感染者に関する情報公開	17
	3. 主な行動基準	17
▶	その他	18
	1. 訓練・備え	19
	2. 風水害・地震・大規模感染症以外の災害対応	19
	3. 主な行動基準	19
▶	〔資料〕	
	議会 BCP のイメージ	21
	災害発生から初期対応までの基本的流れ（議員）	22
	災害発生から初期対応までの基本的流れ（事務局職員）	23
	災害発生後の議会運営	24
	町議会災害対策会議設置の際に使用する問合せ内容（別紙1）	25
	情報収集連絡表（別紙2）	26
	対応経過表（別紙3）	27
	議員及び事務局職員で感染疾患が発生した場合の対応	28
	コロナ禍における議会運営（別紙4）	29
	令和4年第1回定例会における感染防止対策	30
	体調・体温チェック表（別紙5）	31
	町議会災害対策会議設置要綱	32



葉山町議会業務継続計画

はじめに

葉山町は、自然豊かな環境に恵まれている自治体ですが、裏を返せばそれだけ土砂災害や河川の氾濫などの自然災害に見舞われやすい環境にあります。

また、近年巨大化している台風や暴風雨、近い将来起こりうる巨大地震とそれにより誘発される津波や、火山活動に伴う大規模災害への備えは喫緊の課題であります。

さらには、原子力空母の寄港地である米軍横須賀基地に隣接していることから、原子力災害などへの対応も必要となります。加えて、今日爆発的な猛威を振るっている新型コロナウイルスなどの感染症対策へも、議会の業務を継続するために、迅速な対応が求められる事態になりました。

このような社会情勢から、災害発生時に葉山町議会として、議会の機能と権能を堅持するため、災害発生が予見される段階から、初動活動期、応急活動期、復旧活動期における行動基準を、災害別に分かりやすくまとめて、議事機関としての対応と、議員という一住民としての対応が即座に図れることを目的として策定することとしました。

策定に当たっては、町の災害部局が策定している「葉山町地域防災計画」との整合性を図るとともに、町執行部と情報の共有を図りつつ、災害対応に際して相互補完できるような計画となるように努めました。なお、東日本大震災を受けて平成24年6月に制定した「災害時の議会对応マニュアル」を包含して昇華させる計画となります。



※BCP… 一般的にBCP（Business Continuity Plan）とは、事業継続計画または、業務継続計画
いい、災害発生時等の資源制約下であっても業務を適切に進めるために備えておく計画をいいます。



風水害編





1. 議会 BCP の発動

▶ 1-1 議会 BCP の発動要件

町災害対策本部が設置されたときは、速やかに議会事務局長が議長及び副議長へその旨を報告し、議長は副議長と協議のうえ、町議会災害対策会議の設置を決定する。

〔町災害対策本部が設置される要件〕

1号配備（警戒体制）

- 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が接近、又は夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。
- CL ライン（土砂災害発生危険基準線）が2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に達すると予想される場合。
- 気象庁が示す土砂災害又は洪水の危険度分布が非常に危険（うす紫）、極めて危険（紫）を表示した場合。
- 土砂災害警戒情報が発表された場合又は夜間から明け方に土砂災害警戒情報の発表が予想される場合。
- その他町長が必要と認めた場合。

2号配備（非常警戒体制）

- 特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）が発表された場合。
- 1号配備体制を増強する必要がある場合。
- その他町長が必要と認めた場合。

3号配備（非常体制）

- 町内に大規模な被害が生じた場合又は生じる恐れのある場合。
- 2号配備体制を増強する必要がある場合。
- その他町長が必要と認めた場合。

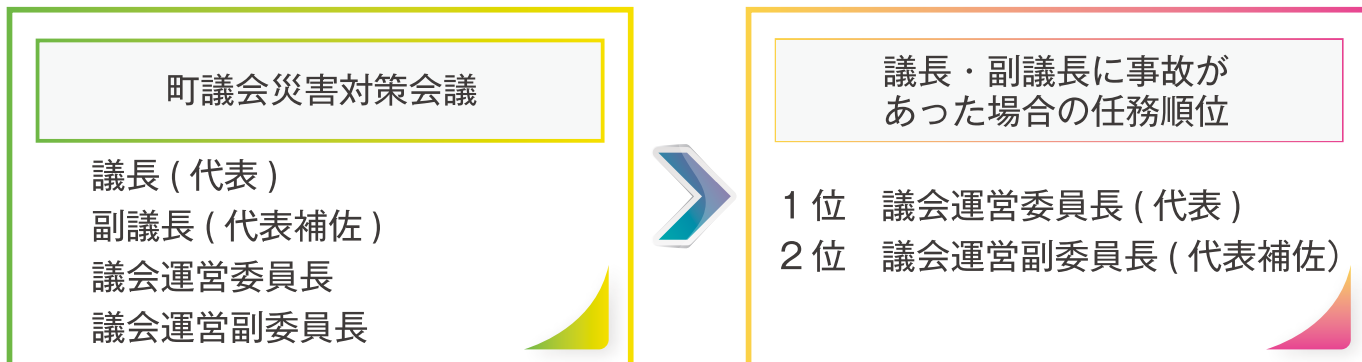
▶ 1-2 町議会災害対策会議の設置場所

町議会災害対策会議は協議会室1に設置する。



2. 町議会災害対策会議とその任務

2-1 組織



議長に事故等があった時は、副議長が、議長、副議長ともに事故等があったときは、議会運営委員長、議会運営副委員長がその職務を代理する。

2-2 任務

- (1) 議員及び事務局職員へ町議会災害対策会議設置の報告を行う。
- (2) 議員及び事務局職員とその家族の安否確認を行う。
*上記(1)、(2)については、Google フォームを利用した問い合わせ(別紙1)を全議員及び事務局職員に送信するので、受領後速やかに回答、返信する。
- (3) 町災害対策本部からの災害情報を収集し、議員へ提供し、情報共有すること。
- (4) 議員からの災害情報等を(別紙2)により収集・整理し、町災害対策本部へ提供し、情報共有すること。
- (5) 災害から応急対策について協議し、必要に応じて町災害対策本部へ要望及び提言をすること。
- (6) 議会開催に向けた調整・準備に関すること。

3. 議員、事務局、議会の基本的な役割

3-1 議員の基本的役割

- (1) 自身と家族の安否及び町議会災害対策会議との連絡手段として、各自の通信機器類の状況を確認すること。
- (2) 町議会災害対策会議からの指示に即応できる態勢を確保すること。
- (3) 各地域において、救助活動、避難所運営等、地域の活動に協力し、必要に応じ災害情報を町議会災害対策会議へ報告をすること。



▶ 3-2 事務局の基本的役割

- (1) 自身及び家族の安否、事務局の通信機器類の稼働状況を確認すること。
- (2) 町災害対策本部の会議等での情報収集及び町議会災害対策会議への情報提供に関すること。
- (3) 町議会災害対策会議の庶務に関すること。
 - *対応の経過を(別紙3)により記録する。
 - *議会事務局長は、町災害対策本部員となるので、他の事務局職員が町災害対策本部と議会事務局の連絡業務にあたる。

▶ 3-3 議会としての基本的役割

- (1) 災害対応状況や町民の要望を踏まえ、町議会災害対策会議で調整の上、町災害対策本部に対して、提言、要望等を行う。また、町災害対策本部と連携・協力し、国・県その他関係機関に対して、要望等を行う。
- (2) 復旧・復興に向け、必要な予算等を速やかに審議するとともに、町民の要望等を踏まえ、復旧・復興が迅速に進むよう、政策提案していく。

*災害時でも議会は議事・議決機関としての役割が基本であり、特に災害初期は混乱しているため、議員の情報収集や要請等の行動については、状況と必要性を見極め、町の初動体制や応急体制に専念できるよう配慮をする。

一方、議会の役割である監視牽制機能と審議・議決機能を適正に執行するために正確な情報を収集することが必要となる。そのため、議会と町は、それぞれの役割を踏まえ、災害情報の共有を主体とする協力・連帯体制を備える必要がある。

4. 業務に従事するときの注意事項

- (1) 人命第一を原則とする。
- (2) 議会 BCP を基本としたうえで、できる限りの対応を図る。
- (3) 業務に従事するときは、町より支給されている作業服を基本とし、自らの判断により、懐中電灯やラジオ、飲食物等を携行する。



5. 主な行動基準

初動活動期〔発災から3日程度〕

役場に登庁している場合

議長・委員長

- 会議の継続可否を議会運営員会で協議する。

議長

- 町の対応に合わせ、副議長と町議会災害対策会議の設置の有無を判断する。

町議会災害対策会議

- 町議会災害対策会議設置と安否確認について全議員及び事務局職員に連絡をする。
- 災害関係情報を収集する。
- 町災害対策本部と連携を図る。

議員

- 家族の安否、家屋等の被災状況を確認し、町議会災害対策会議からの問い合わせに回答する。
- 町議会災害対策会議からの招集に対し、参集できる態勢を整える。

事務局職員

- 家族の安否、家屋等の被災状況を確認し、町議会災害対策会議からの問い合わせに回答する。
- 町議会災害対策会議の庶務を行う。

役場に登庁していない場合

議長

- 町の対応に合わせ、副議長と速やかに町議会災害対策会議の設置の有無を判断する。

町議会災害対策会議

- 町議会災害対策会議設置と安否確認について全議員及び事務局職員に連絡をする。
- 災害関係情報を収集する。
- 災害対策本部と連携を図る。

議員

- 家族の安否、家屋等の被災状況を確認し、町議会災害対策会議からの問い合わせに回答する。
- 町議会災害対策会議の指示があるまで、議会BCPに基づき行動する。
- 居住地での災害支援活動に協力する。
- 被災状況や避難所等の状況を必要に応じて町議会災害対策会議に報告する。
- 町議会災害対策会議からの招集に対し、参集できる態勢を整える。



事務局職員

- 家族の安否、家屋等の被災状況を確認し、町議会災害対策会議からの問い合わせに回答する。
- 議員全員の安否確認と住居等の被災状況の確認をする。
- 町議会災害対策会議の庶務を行う。

応急活動期〔4日～10日程度〕

町議会災害対策会議

- 議員から提供された地域の災害情報を集約・整理し、町災害対策本部に提供する。
- 町災害対策本部から提供された災害情報等、必要な情報を全議員に提供する。
- 本会議等の再開、災害対応に関する議会、議員の活動方針を協議する。
- 全員協議会の開催要請、特別委員会等の設置可否について協議する。

議員

- 居住地での災害支援活動に協力する。
- 被災箇所や避難所等の状況について、必要に応じて町議会災害対策会議に報告する。
- 地域での災害情報、意見、要望などの収集をする。
- 町議会災害対策会議からの招集に対し、速やかに参集できる態勢を整える。

事務局職員

- 本会議等の再開に向けた準備をする。

復旧活動期〔11日目以降〕

議会

- 迅速な復旧及び復興の実現に向け、必要に応じて国、県その他関係機関に対して要望活動を行う。
- 復旧及び復興が迅速に進むよう、町民の意見・要望等を踏まえながら、必要に応じ、町に対して提案・提言・要望等を行う。
- 復旧工事や支援事業等を確認する。
- 復興計画等の確認、調査・審議をする。

議長

- 通常の議会体制へ移行するよう努める。

町議会災害対策会議

- 町災害対策本部に対し、活動状況に配慮したうえで、被災や復旧の状況及び今後の災害対応等について要望、提言をする。
- 本議会等の開催のため、開催場所の確保などの環境整備を行う。

議員

- 居住地の災害支援活動に協力する。
- 地域での災害情報、意見、要望などの収集をする。
- 議員活動に専念するよう努める。





地震編





1. 議会 BCP の発動

▶ 1-1 議会 BCP の発動要件

町災害対策本部が設置されたときは、速やかに議会事務局長が議長及び副議長へその旨を報告し、議長は副議長と協議のうえ、町議会災害対策会議の設置を決定する。

〔町災害対策本部が設置される要件〕

1号配備（警戒体制）

- 県が設置している地震計が震度5強を観測した場合。
- 気象庁が相模湾・三浦半島に大津波警報（特別警戒）を発表した場合。
- その他町長が必要と認めた場合。

2号配備（非常警戒体制）

- 県が設置している地震計が震度5強を観測し、町内に大規模な被害が生じた場合。
- 1号配備体制を増強する必要がある場合。
- その他町長が必要と認めた場合。

3号配備（非常体制）

- 県が設置している地震計が震度6弱以上を観測した場合。
- 2号配備体制を増強する必要がある場合。
- その他町長が必要と認めた場合。

▶ 1-2 町議会災害対策会議の設置場所

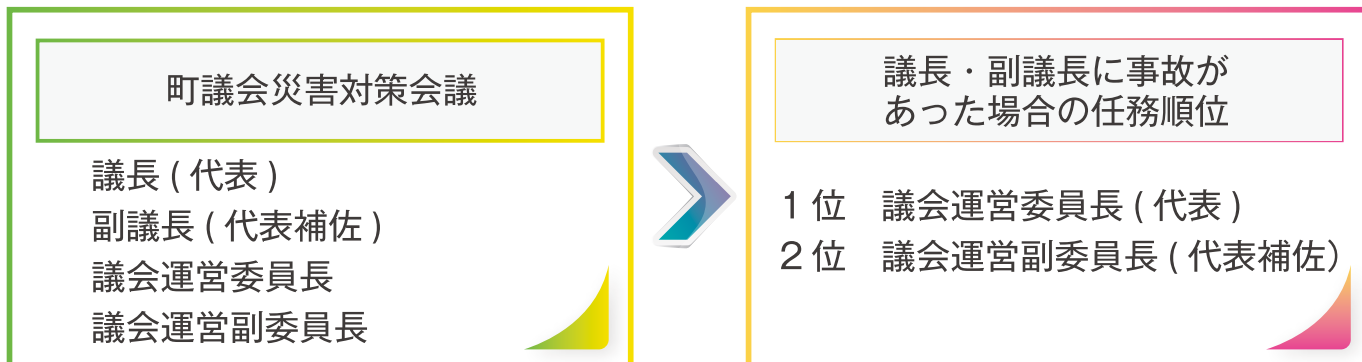
町議会災害対策会議は協議会室1に設置する。

協議会室1が使用できない場合は、町災害対策本部と連携をとる必要があることから、町長と協議をして決定する。



2. 町議会災害対策会議とその任務

2-1 組織



議長に事故等があった時は、副議長が、議長、副議長ともに事故等があったときは、議会運営委員長、議会運営副委員長がその職務を代理する。

2-2 任務

- (1) 議員及び事務局職員へ町議会災害対策会議設置の報告を行う。
- (2) 議員及び事務局職員とその家族の安否確認を行う。
*上記(1)、(2)については、Google フォームを利用した問い合わせ(別紙1)を全議員及び事務局職員に送信するので、受領後速やかに回答、返信する。
- (3) 町災害対策本部からの災害情報を収集し、議員へ提供し、情報共有すること。
- (4) 議員からの災害情報等を(別紙2)により収集・整理し、町災害対策本部へ提供し、情報共有すること。
- (5) 災害から応急対策について協議し、必要に応じて町災害対策本部へ要望及び提言をすること。
- (6) 議会開催に向けた調整・準備に関すること。

3. 議員、事務局、議会の基本的な役割

3-1 議員の基本的役割

- (1) 自身及び家族の安否及び町議会災害対策会議との連絡手段として各自の通信機器類の状況を確認すること。
- (2) 町議会災害対策会議からの指示に即応できる態勢を確保すること。
- (3) 各地域において、救助活動、避難所運営等、地域の活動に協力し、必要に応じ災害情報を町議会災害対策会議へ報告をすること。



▶ 3-2 事務局の基本的役割

- (1) 自身及び家族の安否、事務局の通信機器類の稼働状況を確認すること。
- (2) 町災害対策本部の会議等での情報収集及び町議会災害対策会議への情報提供に関すること。
- (3) 町議会災害対策会議の庶務に関すること。
* 対応の経過を(別紙3)により記録する。
* 議会事務局長は、町災害対策本部員となるので、他の事務局職員が町災害対策本部と議会事務局の連絡業務にあたる。

▶ 3-3 議会としての基本的役割

- (1) 災害対応状況や町民の要望を踏まえ、町議会災害対策会議で調整の上、町災害対策本部に対して、提言、要望等を行う。また、町災害対策本部と連携・協力し、国・県その他関係機関に対して、要望等を行う。
- (2) 復旧・復興に向け、必要な予算等を速やかに審議するとともに、町民の要望等を踏まえ、復旧・復興が迅速に進むよう、政策提案していく。
- (3) 審議は議場で行うが、議場が使用できない場合は、町と連携をとる必要があることから、町長と協議をして決定する。
なお、審議ができる場所として、消防庁舎、教育委員会庁舎をはじめ浄化センター、保健センターなどが考えられ、再整備後のクリーンセンターも視野に入れる。

* 災害時でも議会は議事・議決機関としての役割が基本であり、特に災害初期は混乱しているため、議員の情報収集や要請等の行動については、状況と必要性を見極め、町の初動体制や応急体制に専念できるよう配慮をする。
一方、議会の役割である監視牽制機能と審議・議決機能を適正に執行するために正確な情報を収集することが必要となる。そのため、議会と町は、それぞれの役割を踏まえ、災害情報の共有を主体とする協力・連帯体制を備える必要がある。

4. 業務に従事するときの注意事項

- (1) 人命第一を原則とする。
- (2) 議会 BCP を基本としたうえで、できる限りの対応を図る。
- (3) 業務に従事するときは、町より支給されている作業服を基本とし、自らの判断により、懐中電灯やラジオ、飲食物等を携行する。



5. 災害時の議会運営

▶ 5-1 開会中に災害が発生した場合の議会運営

- (1) 議長、各常任委員長は、会議の休憩又は散会を宣告し、事務局職員は、傍聴者の避難誘導をするなどの安全確保を図る。
- (2) 議長は、議会 BCP 発動に備え、町議会災害対策会議員を招集する。
- (3) 本会議の開催継続等の調整は、議会運営委員会において協議する。ただし、開催が困難な場合は、議長が開催の可否を判断し、後に議会運営委員会で報告する。
- (4) 執行部に対し、議会对応の可否について確認する。

▶ 5-2 閉会中に災害が発生した場合の議会運営

- (1) 議長は、定例会開会の可否等を調整し、議会運営委員会で協議する。
- (2) 議会運営委員会は、本会議及び委員会の運営について協議する。
- (3) 執行部に対し、議会对応の可否について確認する。

▶ 5-3 災害発生後の議会運営

町議会災害対策会議と議会運営委員会と連携し、本会議（定例・臨時）における議会運営について協議する。

なお、定足数を満たさないときは、地方自治法第 179 条の規定により専決処分とする。

6. 主な行動基準

初動活動期〔発災から 3 日程度〕

役場に登庁している場合

議長・委員長

- 直ちに本会議等を休憩又は散会とする。
- 事務局職員に対し、出席者や傍聴人等の避難誘導及び安全を確保するための指示をする。

議長

- 町の対応に合わせ、速やかに副議長と町議会災害対策会議の設置の有無を判断する。



町議会災害対策会議

- 町議会災害対策会議設置と安否確認について全議員及び事務局職員に連絡をする。
- 災害関係情報を収集する。
- 町災害対策本部と連携を図る。

議員

- 速やかに自身の安全を確保し、被災者がいる場合にはその救出を行う。
- 指示があるまで安全な場所で待機し、家族の安否確認を行うものとする。

事務局職員

- 速やかに自身の安全を確保し、出席者、傍聴人等の避難誘導をする。
- 家族の安否確認と議会フロアの被災状況、通信機器類の稼働状況を確認する。
- 町議会災害対策会議の庶務を行う。

役場に登庁していない場合

議長

- 町の対応に合わせ、速やかに副議長と町議会災害対策会議の設置の有無を判断する。

町議会災害対策会議

- 町議会災害対策会議設置と安否確認について全議員及び事務局職員に連絡をする。
- 災害関係情報を収集する。
- 町災害対策本部と連携を図る。

議員

- 家族の安否、家屋等の被災状況を確認し、町議会災害対策会議からの問い合わせに回答する。
- 町議会災害対策会議の指示があるまで、議会BCPに基づき行動する。
- 居住地での災害支援活動に協力する。
- 被災状況や避難所等の状況を必要に応じて町議会災害対策会議に報告する。
- 町議会災害対策会議からの招集に対し、参集できる態勢を整える。

事務局職員

- 家族の安否、住居等の被災状況を確認し、町議会災害対策会議からの問い合わせに回答する。
- 議員全員の安否と住居等の被災状況を取りまとめる。
- 安全に配慮した上で登庁し、議会フロアの被災状況、通信機器類の稼働状況を確認する。
- 町議会災害対策会議の庶務を行う。



応急活動期〔4日～10日程度〕

町議会災害対策会議

- 議員から提供された地域の災害情報を集約・整理し、町災害対策本部に提供する。
- 町災害対策本部から提供された災害情報等、必要な情報を全議員に提供する。
- 本会議等の再開、災害対応に関する議会、議員の活動方針を協議する。
- 全員協議会の開催要請、特別委員会等の設置可否について協議する。

議員

- 居住地での災害支援活動に協力する。
- 被災箇所や避難所等の状況について、必要に応じて町議会災害対策会議に報告する。
- 地域での災害情報、意見、要望などの収集をする。
- 町議会災害対策会議からの招集に対し、速やかに参集できる態勢を整える。

事務局職員

- 本会議等の再開に向けた準備をする。

復旧活動期〔11日目以降〕

議会

- 迅速な復旧及び復興の実現に向け、必要に応じて国、県その他関係機関に対して要望活動を行う。
- 復旧及び復興が迅速に進むよう、町民の意見・要望等を踏まえながら、必要に応じ、町に対して提案・提言・要望等を行う。
- 復旧工事や支援事業等を確認する。
- 復興計画等の確認、調査・審議をする。

議長

- 通常の議会体制へ移行するよう努める。

町議会災害対策会議

- 町災害対策本部に対し、活動状況に配慮したうえで、被災や復旧の状況及び今後の災害対応等について要望、提言をする。
- 本議会等の開催のため、開催場所の確保などの環境整備を行う。

議員

- 居住地の災害支援活動に協力する。
- 地域での災害情報、意見、要望などの収集をする。
- 議員活動に専念するよう努める。



大規模感染症編





1. 大規模感染症が流行した場合

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言、あるいは県による緊急事態宣言の発令がされた場合、感染拡大等の状況を把握し、会派代表者会議で議会運営について協議をし、議会運営委員会で決定する。

なお、コロナウイルス感染症の対応は「コロナ禍における議会運営」に基づき実施する。(別紙4)参照

2. 感染者として認定を受けた場合

▶ 2-1 報告

- (1) 新型インフルエンザ等感染症をはじめとする感染症の感染者として認定を受けた場合は、速やかに議長又は事務局長へ状況を報告する。
- (2) 議長又は事務局長は、感染状況について神奈川県鎌倉保健福祉事務所、全議員、執行部へそれぞれ報告をする。

▶ 2-2 対応方針の協議

正副議長及び事務局は、神奈川県鎌倉保健福祉事務所の指導により対応方針を協議する。

▶ 2-3 感染者に関する情報公開

プライバシーに配慮したうえで、必要に応じて下記の情報公開する。

- (1) 議員
性別・年代・保健所より認定を受けた日・感染経路の状況・症状・対応
- (2) 事務局職員
執行部の取扱いに準じる。

3. 主な行動基準

- マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、手指消毒等の実践。
- 議員においては、登庁時に各自検温を実施し、事務局備え付けの「体調・体温チェック表」(別紙5)に体温の記載をする。
- 感染防止対策を講じた上で、住民の要望等の収集に努める。
- 国内発生早期以降、県外の感染拡大地域への往来を自粛する。やむを得ず感染地域に滞在する場合は、事前に議長へ報告する。
- 国内感染期においては、感染拡大地域への出張を規制する。
- 県内感染期においては、不要不急の外出を自粛する。



その他

1. 訓練・備え

- (1) 議会 BCP に基づき、それぞれの災害に対応できるように、参集訓練や図上訓練を行うように努める。また、メール配信及び問い合わせの返送について、メンテナンスを踏まえ不定期に訓練を実施する。
- (2) 参集時の登庁経路の確認や自身及び家族並び地域におけるマイタイムラインを作成し、有事に備える。
- (3) 町をはじめ、地元自治会・町内会、防災・減災を目的とする各種団体の防災訓練等に積極的に参加・参画するよう努める。

2. 風水害・地震・大規模感染症以外の災害対応

テロ行為、火山活動、原子力などの危機事象については、議長が町長と協議をして決定する。

3. 主な行動基準

議会 BCP をより実効性のあるものとするため、災害等における議会と議会事務局の体制の検証と点検を行い、必要の都度見直しを行う。なお、議会 BCP の見直しは、議会運営委員会で行う。





資料



議会 BCP のイメージ

町 災害対策本部

- 被害状況の情報提供
- 本部の対応状況

- 《 町議会災害対策会議の設置 》
- 地域の災害情報
 - 要望・提言

町議会災害対策会議

正副議長・議会運営委員会正副委員長

- 議員、議員とその家族の安否確認
- 町災害対策本部との情報共有
- 議会再開に向けての対応
- 計画の見直しと運用

議会事務局

事務局次長・書記



- 安否確認
- 招集
- 情報共有



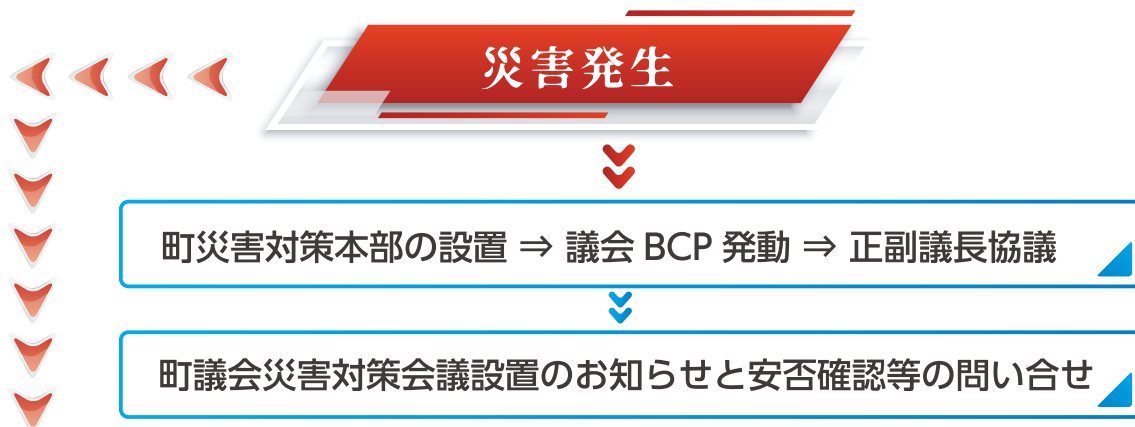
- 安否確認
- 災害情報

議 員

- ◆自身の安全確保
 - ◆地域での活動と情報収集
 - ◆参集への備え
- * 緊急時を除き町へ直接問い合わせはしないこと



災害発生から初期対応までの基本的な流れ〔議員〕

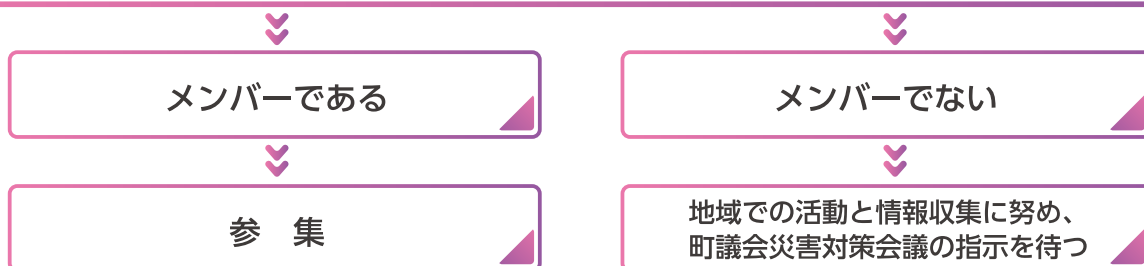


自身、家族の安否確認・住居・地域の被害



問い合わせに回答⇒メール返送

町議会災害対策会議への招集



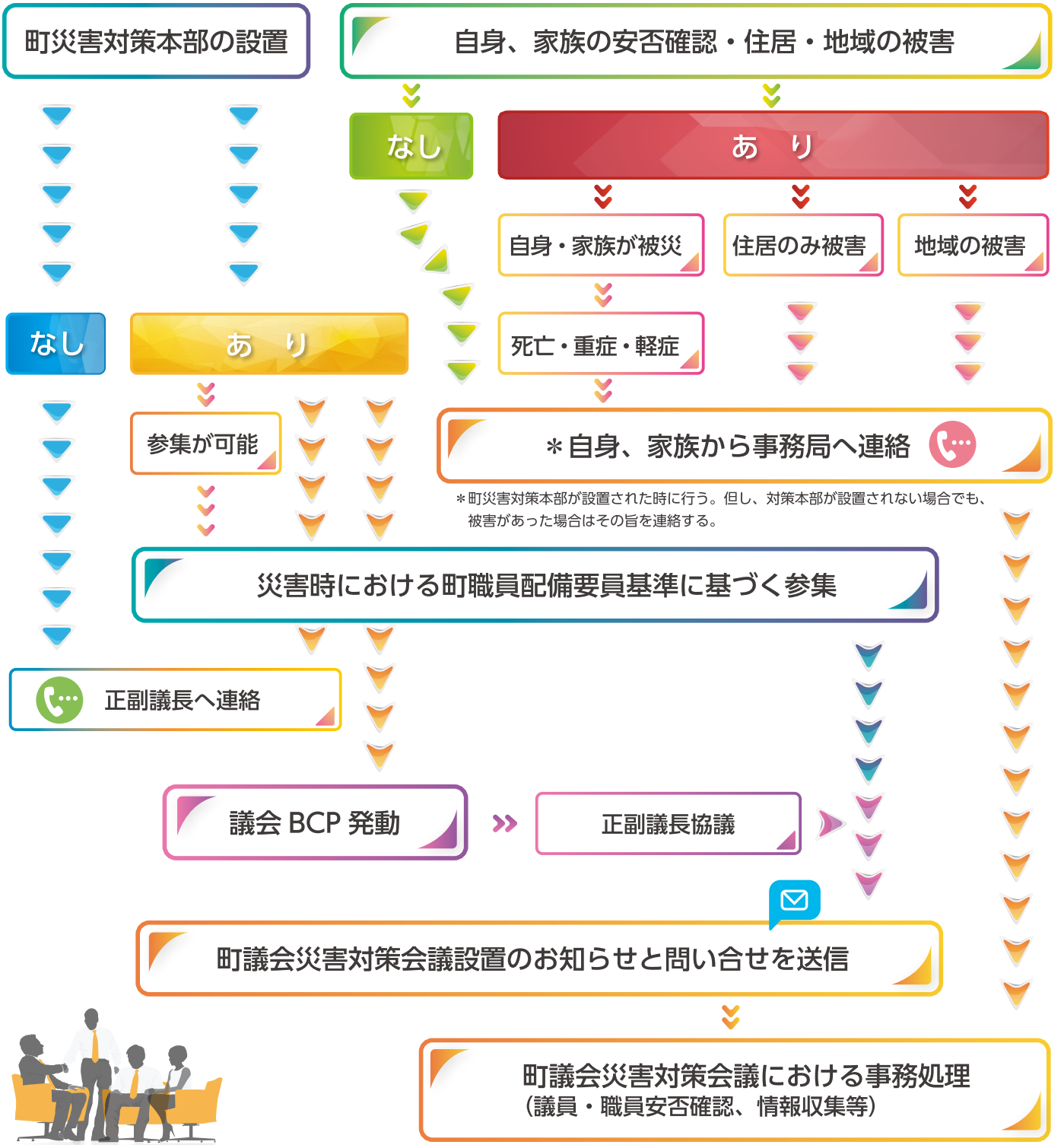
* 町へ状況確認や対応等の連絡は、緊急時以外は絶対にしないこと。

* 町議会災害対策会議のメンバーにあっても被災状況により参集できない場合は、その旨を町議会災害対策会議へ報告をし、連絡がとれる態勢を講じること。



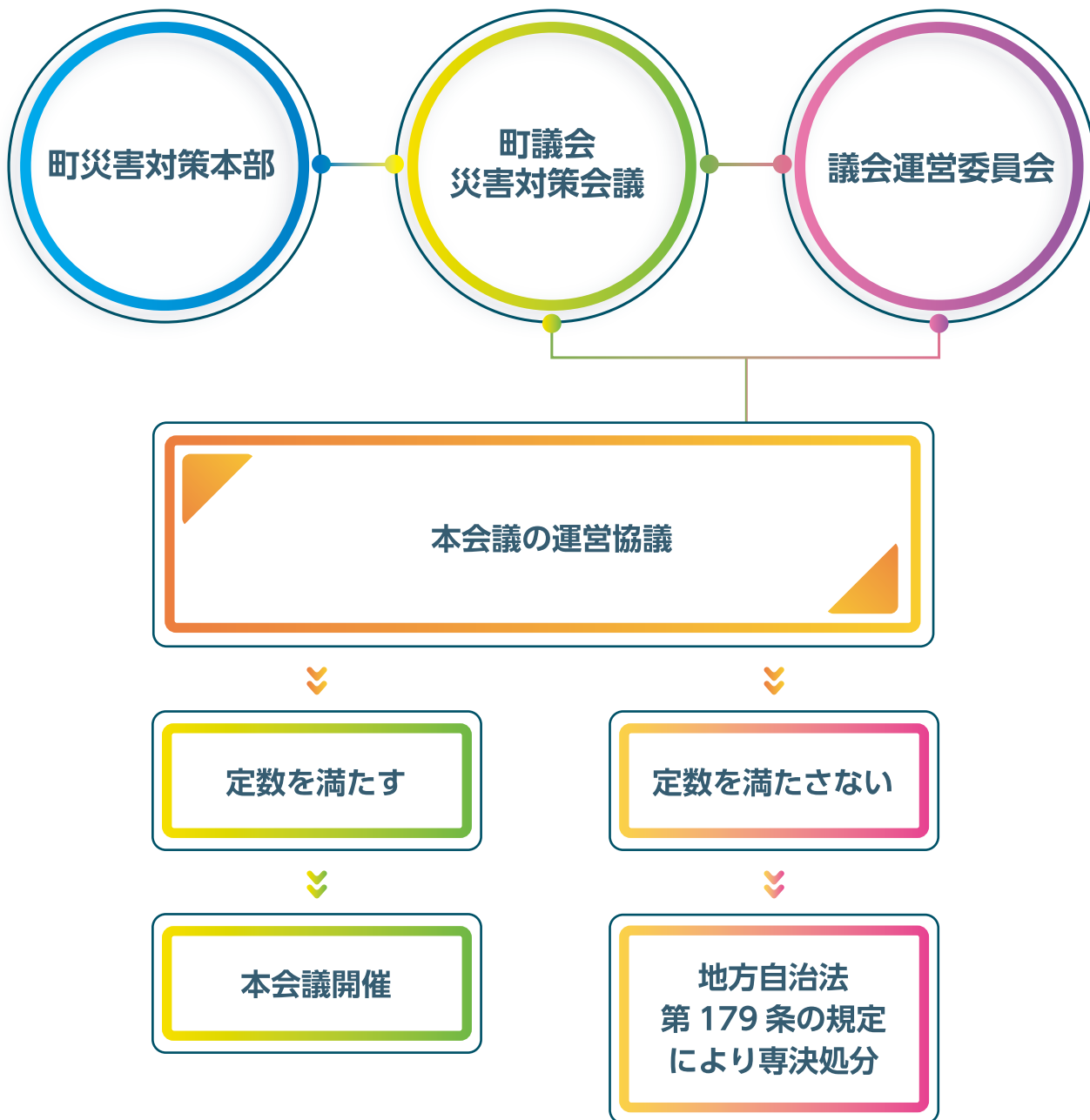
災害発生から初期対応までの基本的な流れ〔事務局職員〕

災害発生





災害発生後の議会運営



《 参考 》 地方自治法第 179 条 1 項

(前略) 普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、(中略) 当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。(後略)

町議会災害対策会議設置の際に使用する問い合わせ内容

町災害対策本部設置により議会 BCP が発動され、正副議長が協議し、議会災害対策会議を設置する場合、次のメールを全議員へ送信します。



Google フォーム

表題

町議会災害対策会議設置と安否確認等について

本文

町議会災害対策会議を設置しました。
添付の問合せに回答し、返信をお願いします。

※発信は、原則事務局で使用している通信機器からとしますが、状況により町議会災害対策会議員、若しくは事務局職員所有の通信機器からとする場合があります。

▶ 問い合わせする内容

- (1) 自身の氏名
- (2) 自身と家族の被災の有無
- (3) (2) で有と回答した場合の状況
- (4) 現在の所在地
- (5) 参集の可否と参集可能な時期



※各議員においては、町災害対策本部及び町議会災害対策会議設置の有無についての問い合わせは行わないようにする。

情報収集連絡表

受信者		報告日時	月 日
			時 分
議員氏名		連絡先	

被害状況	発生場所					発生日時	月 日		
							時 分		
	死傷者	死者		安否不明		住家	全壊	床上浸水	
		重傷者		軽症者			半壊	床下浸水	
					一部損壊				

応急対策状況	
--------	--

町民の避難状況	
---------	--

町民からの要望	
---------	--



議員及び事務局職員で感染患者が発生した場合の対応

発生からの対応フロー



対応方針等に係る協議

1. 協議方法
議長・副議長及び議会運営委員長・副委員長又は、議会事務局（場合によっては、執行部も含める）と相談の上、神奈川県鎌倉保健福祉事務所の指導により対応方針を協議。
2. 協議内容
議会運営、消毒、プレス発表内容について。
3. 議会の対応
影響箇所の特定及び可及的速やかに消毒を実施



コロナ禍における議会運営

	ア 通常 (感染状況が落ち着くまで)	イ 同居家族が濃厚接触者に 指定されPCR検査を受ける	ウ 風邪の症状（コロナの症 状）がある	エ 濃厚接触者となった	オ 感染者となった	カ 感染者の発生により、濃 厚接触者の判定も確定
議員・事務局職員 本人の場合	出席	検査結果が未確定の場合は自宅待機とし、陰性の場合には出席。陽性の場合には、濃厚接触判定、検査を受ける	症状が治まるまで自宅待機。場合により医師の診断書を提出して出席	神奈川県鎌倉保健福祉事務所が示す期間は欠席	神奈川県鎌倉保健福祉事務所が示す期間は欠席	非該当者は出席
	開催	定足数を満たす限り開催	定足数を満たす限り開催	定足数を満たす限り開催	定足数を満たす限り開催	定足数を満たす限り開催
	傍聴	感染対策をとり人数制限	感染対策をとり人数制限	緊急事態宣言の実施や、議長が必要と認める場合は、ネット中継での傍聴を勧める	感染者と接触のあった者は、濃厚接触者の判定を受ける。消毒作業、濃厚接触者の判定が終了するまで会議は開催しない	緊急事態宣言の実施や、議長が必要と認める場合は、ネット中継での傍聴を勧める
	一般質問・総括質問	通常通り行う	通常通り行う	通常通り行う	通常通り行う	通常通り行う
本会議	委員長報告	登壇して報告	登壇して報告	登壇せず委員会報告書の写しをタブレットに配信	登壇せず委員会報告書の写しをタブレットに配信	登壇せず委員会報告書の写しをタブレットに配信
	委員会の開催	開催。現地調査は必要に応じ行う	定足数を満たす限り開催。現地調査は必要に応じ行う	定足数を満たす限り開催するが、現地調査は行わない	感染者と接触のあった者は、濃厚接触者の判定を受ける。消毒作業、濃厚接触者の判定が終了するまで会議は開催しない	付託案件が審査できないときは取り扱いは協議で協議
	傍聴	議場で行う	議場で行う	議場で行う	議場で行う	議場で行う
	議案審査	必要に応じて執行部の説明を求め	必要に応じて執行部の説明を求め	必要に応じて執行部の説明を求め	簡潔に行う。執行部の説明は省略し、質疑から始める	簡潔に行う。執行部の説明は省略し、質疑から始める
常任委員会	所管事務調査	通常通り行う。現地調査は必要に応じ行う	通常通り行う。現地調査は必要に応じ行う	通常通り行う。現地調査は必要に応じ行う	委員長の判断により緊急性の低い案件は延期又は中止	委員長の判断により緊急性の低い案件は延期又は中止
	委員会の開催	開催	定足数を満たす限り開催	定足数を満たす限り開催	定足数を満たす限り開催	定足数を満たす限り開催
	傍聴	議場で行う	議場で行う	議場で行う	議場で行う	議場で行う
	協議事項	通常通り行う	通常通り行う	通常通り行う	軽微な報告や連絡事項はメール配信	軽微な報告や連絡事項はメール配信
議会運営委員会	協議事項	通常通り行う	通常通り行う	通常通り行う	会議の時間短縮を図るため、事務局からの説明は最小限とする	会議の時間短縮を図るため、事務局からの説明は最小限とする
	委員会の開催	開催。現地調査は必要に応じ行う	開催。現地調査は必要に応じ行う	定足数を満たす限り開催するが、現地調査は行わない	感染者と接触のあった者は、濃厚接触者の判定を受ける。消毒作業、濃厚接触者の判定が終了するまで会議は開催しない	定足数を満たす限り開催するが、現地調査は行わない
	傍聴	議場で行う	議場で行う	議場で行う	議場で行う	議場で行う
	質疑	委員外議員の質疑は行わない	委員外議員の質疑は行わない	委員外議員の質疑は行わない	簡潔に行う。委員外議員の質疑は行わない	簡潔に行う。委員外議員の質疑は行わない
特別委員会	委員会の開催	開催。現地調査は必要に応じ行う	開催。現地調査は必要に応じ行う	定足数を満たす限り開催するが、現地調査は行わない	感染者と接触のあった者は、濃厚接触者の判定を受ける。消毒作業、濃厚接触者の判定が終了するまで会議は開催しない	定足数を満たす限り開催するが、現地調査は行わない
	傍聴	議場で行う	議場で行う	議場で行う	議場で行う	議場で行う
その他	委員会の開催	委員外議員の質疑は行わない	委員外議員の質疑は行わない	委員外議員の質疑は行わない	簡潔に行う。委員外議員の質疑は行わない	簡潔に行う。委員外議員の質疑は行わない
	傍聴	議場で行う	議場で行う	議場で行う	議場で行う	議場で行う
視察の実施と受入れの中止						
令和4年「第1回定例会における感染防止対策」を常時実施						
*別紙参照						

○令和4年第1回定例会における感染防止対策

議員・事務局職員は、登庁時の検温と手指の消毒の徹底を図る。
のどの痛みや倦怠感、発熱など体調が優れない場合は登庁しない。
議場及び協議会室での会議における事務局職員の体制は、2名で行う。

1.〔議場〕

- (1) 出入口の常時解放と扇風機を用いて換気を行う。
- (2) 演台、質問者席のアルコール消毒を行う。
- (3) 傍聴者の制限（先着5名）を行う。
- (4) 町長、教育長の発言は自席で行う。

2.〔協議会室1〕

- (1) 席の間隔を1.5m確保し、席間にアクリル板を設置する。
- (2) 扇風機の使用と、委員長の判断により休憩を入れ換気を行う。
- (3) 各委員会への執行部側の入室者は5名までとし、担当者等はロビーもしくは自席で待機する。
- (4) 議員及び一般の傍聴は議場で行う。
- (5) 委員外議員の傍聴は議場で行うため、質疑はしない。
- (6) 町長、教育長質問の際の担当部長の出席は要求しない。
- (7) 全員協議会（議員のみ出席の場合を除く）や議員懇談会、議案説明会は、議場で行う。その際のインターネット中継は配信事業者との契約上できない。

3.〔協議会室2〕（協議会室1に準ずる）

※現地踏査は必要に応じて行う。なお、現地踏査ができない場合、執行部は詳細な資料を用意する。

体調・体温チェック表

職名	氏名	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
議員															
議員															
議員															
議員															
議員															
議員															
議員															
議員															
議員															
議員															
議員															
議員															
議員															
議員															

町議会災害対策会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町議会災害対策会議（以下「対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることにより、町議会として災害時に即応できる体制の整備を図るとともに、町災害対策本部（以下「災対本部」という。）と連携を図り、災害対応をすることを目的とする。

(設置)

第2条 議長は、災対本部が設置された場合に、対策会議を設置することができる。

2 対策会議は、協議会室1に設置する。ただし、協議会室1が使用できない場合は、災対本部と協議し、議長が別に設置する。

(組織)

第3条 対策会議は、議長、副議長、議会運営委員長、議会運営副委員長をもって組織する。

2 議長は、対策会議を代表し、その事務の総括をする。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故等があったときは、その職務を代理する。

4 議長、副議長ともに事故等があったときは、議会運営委員長、議会運営副委員長ほか議長があらかじめ指名する者が、議長及び副議長の職務を代理する。

(対策会議の任務)

第4条 対策会議は、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 議員及び事務局職員とその家族の安否確認を行うこと。

(2) 議員へ対策会議が設置されたことの報告を行うこと。

(3) 災対本部からの災害情報を収集し、議員へ提供し、情報共有すること。

(4) 議員からの災害情報等を収集・整理し、災対本部へ提供し、情報共有すること。

(5) 災害から応急対策について協議し、必要に応じて災対本部へ要望及び提言をすること。

(6) 議会開催に向けた調整・準備に関すること。

(7) 各前号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項に関すること。

(議員の基本的役割)

第5条 議員の基本的役割は、次に掲げるとおりとする。

(1) 自身及び家族の安否及び対策会議との連絡手段を確認すること。

(2) 対策会議からの指示に即応できる体制を確保すること。

(3) 各地域において、救助活動、避難所運営等、地域の活動に協力し、必要に応じ災害情報を対策会議へ報告すること。

(議会事務局の基本的役割)

第6条 議会事務局の基本的役割は、次に掲げるとおりとする。

(1) 自身及び家族の安否及び議会フロアの被災状況、通信機器類の稼働状況を確認すること。

(2) 災対本部の会議等での情報収集及び対策会議への情報提供に関すること。

(3) 対策会議の庶務に関すること。

(参集)

第7条 議長は、必要に応じて対策会議員以外の議員の参集を求めることができる。

(災対本部への要請等)

第8条 災対本部への要請及び提言等については、対策会議を通じて行うものとする。

(記録)

第9条 議長は、議会事務局職員を通して、対策会議の記録を作成するものとする。

ただし、記録の作成が困難であると議長が認めた場合は、これを省略することができる。

(対策会議の解散)

第10条 議長は、災対本部が解散されたとき又は災害の応急対策が概ね完了したと判断したときは、対策会議を閉じる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。